

東京都中小企業災害復旧資金融資の案内

(平成25年台風26号に伴う被害)

1 目的

平成25年台風26号の被害に伴い、平成25年10月16日に災害救助法が適用され、平成25年11月8日に局地激甚災害に指定された大島町の中小企業者等に対して、事業の復旧に要する資金を長期かつ低利で融資することにより、事業の再建及び経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次の(1)から(3)を全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 大島町内に事業所(住居)を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営み、事業税その他租税の未申告、滞納がないこと。(完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。)
- (3) 平成25年台風26号により直接の被害を受け、大島町長が発行する「り災証明書」の交付を受けたこと。

3 融資条件

(1)資金用途	運転資金・設備資金
(2)融資限度額	1企業(組合)一災害につき5億6,000万円 (災害関係保証2億8,000万円、一般保証2億8,000万円)
(3)融資期間	運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む。) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む。)
(4)融資利率 (年)	責任共有利率 固定金利1.7% 全部保証利率 固定金利1.5% ※ 融資金額1億円を限度として融資利率相当分の利子全額を補給する。 ※ 融資金額1億円を超え責任共有利率が適用される借受者に対しては、別途、0.2%相当分の利子を補給することにより、実質的な利率を1.5%とする。 (利子補給には別途申請が必要。)
(5)返済方法	分割返済(元金据置期間は1年以内) ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
(6)融資形式	証書貸付とする。 なお、1年以内の場合は手形貸付とすることができる。
(7)信用保証	保証協会の信用保証を要する。
(8)信用保証料	保証協会の定めるところによる。 ただし、東京都が保証料全額を補助する。
(9)保証人	(法人)原則として代表者 (個人)原則として不要 (組合)原則として代表理事
(10)物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が、最大1億6,000万円以下(災害関係保証分8,000万円及び一般保証分8,000万円の合計)の場合は原則として無担保とする。

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付期間

平成 25 年 11 月 15 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

※ 局地激甚災害に指定された平成 25 年 11 月 8 日に遡及して適用します。

なお、平成 26 年度の取扱いについては、別途ホームページ等で案内します。

(2) 融資申込受付機関及び融資あっ旋申込受付機関

- ア 取扱指定金融機関
- イ 大島町商工会
- ウ 東京都大島支庁産業課
- エ 東京信用保証協会
- オ 東京都産業労働局金融部金融課

(3) 融資申込みに必要な書類

- | | |
|---|-------|
| ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書
(保証協会及びあっ旋機関から申し込む場合は、融資あっ旋用) | 各 1 部 |
| イ 個人情報の取扱いに関する同意書 | 2 部 |
| ウ 確定申告書(決算書)の写し(原則直近 2 期分) | 2 部 |
| エ 法人税又は事業税(個人は所得税)の納税証明書 | 1 部 |
| オ 法人の場合は商業登記簿謄本 | 1 部 |
| カ 申込人及び連帯保証人の印鑑証明書 | 各 1 部 |
| キ 大島町長が発行する「り災証明書」 | 1 部 |

5 返済猶予措置

り災した中小企業者等からの申出により、既往債務(東京都制度融資の融資残額)について返済猶予を個々の状況に応じて取り扱いますので、借受先金融機関の窓口で御相談ください。

6 利子補給制度

融資金額 1 億円を限度として融資利率相当分の利子全額を補給します。

また、融資金額 1 億円を超え責任共有利率が適用される借受者に対しては、別途、0.2%相当分の利子を補給します。

なお、利子補給には別途申請が必要となります。

7 その他

融資のご利用については、4(2)の各機関にご相談ください。

(問い合わせ先)

東京都大島支庁産業課	0 4 9 9 2 (2) 4 4 3 1
東京都産業労働局金融部金融課	0 3 (5 3 2 0) 4 8 7 7